

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/>

令和2年7月30日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp

担当：坂上 怜

【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7F 南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

災害を受けた場合の税制上の優遇措置

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言は一旦解除され、徐々に経済活動も元に戻りつつあります。しかし、九州では連日の集中豪雨による河川の氾濫等の水害が発生しており、コロナウイルスの第2波も取りざたされる現況ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか。案じております。平成30年6月には大阪北部地震が発生し、南海トラフ地震の発生も予測されています。昨今の日本において大規模な自然災害の発生はいつどこで起こるか分からない状況です。そこで今回は災害による被害を受けた場合の税制上の取り扱いについて解説します。

1. 路線価の見直し

令和2年7月1日に路線価が発表されましたが、今後、国土交通省が発表する都道府県地価調査（7月1日時点の地価を9月頃に公開）の状況などにより、広範な地域で大幅な地価下落が確認された場合などには、申告の便宜を図る方法を幅広く検討（例えば、下落の補正率を設けるなど）をすると国税庁が発表していますので、令和2年分の相続税及び贈与税の申告をなさる方は今後の動向にご留意ください。

2. 雑損控除（所得税）

個人やその生計一の配偶者又は親族でその災害を受けた年の総所得金額が48万円以下の扶養親族が保有する自宅、家財、現金、時価30万円以下の美術品・骨董品・宝石等につき災害・盗難・横領による損失を受けた場合には、以下の金額のうち多い方の金額を所得金額から控除することができます。

- ①損失の金額から総所得金額等の10%相当額を控除した金額
- ②損失の金額のうち災害関連支出の金額から5万円を控除した金額

この損失の金額には災害関連支出の金額や原状回復の費用も含まれますが、保険金を受け取った場合には保険金の金額は差し引くこととなります。災害関連支出の金額とは、災害により滅失した住宅、家財などを取り壊し又は除去するために支出した金額を言い、損失の金額が災害関連支出の金額のみであっても雑損控除の適用を受けることができます。また、損失の額が大きく、その年の所得金額を超える場合には、翌年以後3年間繰り越して各年の所得金額から差し引くことができます。雑損控除の適用を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。災害等により被害を受けられた場合には、雑損控除の適用を受けることを考えて罹災証明を取得しておかれてはいかがでしょうか。

3. 期限の延長（各種申告書・届出書・申請書・請求書・納付）

①地域指定による期限延長

自然災害など、納税者の責めに帰さないやむを得ない理由により、その申告、納付等を行うことができない者が都道府県の全部又は一部の地域にわたり広範囲に生じたと認められる場合に、国税庁長官が、地域及び期日を指定して、その申告、納付等の期限を延長するものです。地域及び期日の指定は、官報に掲載されます。

②個別指定による期限延長

災害その他やむを得ない理由によって、期限までに申告、納付等ができないときは、納税地の所轄税務署長に申請することにより、その理由のやんだ日から2ヶ月以内に限り、申告、納付等の期限が延長されます。

4. 納税猶予

①災害により相当な損失を受けた場合

災害により全積極財産のおおむね20%以上の損失を受けた方が対象となります。納税の猶予期間は、損失の程度により、納期限から1年以内の期間となります。この場合の納税猶予を受けるためには、災害のやんだ日から2ヶ月以内に「納税の猶予申請書」を提出する必要があります。

②災害等を受けたことにより納付が困難な場合の納税の猶予

災害その他やむを得ない理由に基づき、国税を一時に納付することができないと認められる場合には、税務署長に申請することにより、納税の猶予を受けることができます。この納税の猶予を受けるためには、原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供が必要です。

昨今の日本では、自然災害の被害は他人事ではなくなってきています。被災した場合にはこれらの税制上の優遇を受けることができますので、ご質問や不明点等がございましたら、弊社職員までお気軽にご相談下さい。

なお、コロナによる税制上の措置については、TMBニュースNo. 512～515、519をご参照ください。